## 「宮城県観光振興財源検討会議報告書(案)」への主な御意見に対する宮城県観光振興財源検討会議の考え方

宮城県観光振興財源検討会議では、「宮城県観光振興財源検討会議報告書(案)」について、令和元年12月6日から令和2年1月6日までの間、ホームページ等を通じ皆様の御意見等を募集しました。

この結果、1,028件の貴重な御意見等をいただきました。

いただきました御意見等に対する宮城県観光振興財源検討会議の考え方につきましては,以下のとおり回答いたします。

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
1		各市町村には観光協会,一部の市町村には	地域毎の点としての観光地整備だけでは
	3 (2)	DMOがあり、観光行政が多重化し、効率	なく,複数の観光地をつなぐルートを造成
	観光振興施策	性にも疑問があるので, 観光行政は各地域	するといった広域的な活動に関する連携
ı	の方向性と取	に任せればよいのではないか。	等については,宮城県がその役割を担う必
	組イメージ		要があると考えます。
			【報告書 P15 ②宮城県の役割】
		これまで実施してきた観光振興施策を更	今後も,宮城県においては,交流人口の拡
		にブラッシュアップし,これまで以上の規	大,インバウンド対応としての受入環境の
	3 (3)	模の施策を広く展開していくことが絶対	整備促進,沿岸部のにぎわい創出に加え,
	今後必要な観	に必要である。	オーバーツーリズムなどの環境変化への
2	光振興施策・	また, 県内宿泊者数は上り調子であること	対応など,観光需要の増加に向けた取組を
	事業規模	に加え,今後もインバウンドや国内誘客獲	充実させる必要があると考えます。
	争未况保	得に係るビッグチャンスが続くので,継続	【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】
		して事業費を投入し,発展的に事業を継続	
		するべきだと考えます。	
		これまで以上に税金の使い道の効果性・透	新たな観光振興財源の使途等については、
	3 (3)	明性が求められると思いますので,計画に	観光振興における県の役割を整理し,その
3	今後必要な観	基づく,効果を追求した事業執行をお願い	必要性や優先順位,中長期的な計画等に基
3	光振興施策•	します。	づき,事業実施を検討する必要があると考
	事業規模		えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
		宿泊税の使用目的が明確になっていない	新たな観光振興財源は、復興を遂げた「み
		のではないか。	やぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整
	3 (3)		備等の観光振興施策に活用されることに
4	今後必要な観		なりますが、具体的な事業は、宮城県の予
4	光振興施策·		算編成時において検討されていくことと
	事業規模		なります。
			【報告書 P20 ③観光振興施策の財源活
			用・使途イメージ】
		なぜ宿泊税が必要なのか,具体的な説明が	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み,交
		たい。	流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創
	4 (2)		生につなげていくためには、観光振興の取
5	財源確保を行		組の更なる充実が必要であることから,そ
	う理由		のための継続的かつ安定的な財源の確保
			が必要不可欠と考えます。
			【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】
		交付金と基金を活用した事業の執行金額	観光客入込数や宿泊者数の実績などが効
		に対する費用対効果や今後の課題等を的	果を表す指標として考えられますが,観光
		確に検証し,本当に必要な予算がどれくら	振興施策の費用対効果を事業単位で評価
	4 (2)	いか明確になっていないのではないか。	するのは困難かと思われます。
6	財源確保を行		一方で,交流人口の拡大に向けては,更な
	う理由		る取組の充実が必要となりますので,必要
	ノ程田		な事業規模を慎重に検討する必要がある
			と考えます。
			【報告書 P19 ②観光振興施策の事業規
			模】
		事業を行うにあたり,財源確保が必要だと	宮城県では、今後、一般財源等により観光
		思いますが,一般財源の支出が困難という	関連予算を増額することは極めて難しい
		状況であれば、宿泊税導入もやむを得ない	状況で,継続的かつ安定的な財源の確保が
	4 (5)	と思います。この上り調子の状況の中で,	必要不可欠と考えられます。
7	観光振興財源	多少宿泊料金が上がっても宿泊者数に大	他の先行自治体の例では、宿泊税導入後に
	の確保策	きな影響はないものと思います。	おいても,宿泊者数の減少傾向は見られて
			おりません。
			【報告書 P21 (1)観光振興施策の財源
			を検討する必要性】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
8	4 (5) 観光振興財源 の確保策	国の交付金が減少するなか、必要な財源を 確保することは、喫緊の課題であると理解 できるので、観光振興目的で徴収する税金 は理解が得やすいと考えます。	地方公共団体の自主財源の比較検討を行った結果,観光振興施策に計画的に取り組むためには,一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保し,受益者を広く設定し負担を求めることが可能な財源として,最も有効な手法は「地方税」と考えられ,また,この財源は,観光振興という特定の目的にのみ使用され,観光客等の受入環境整備等の財政需要の財源を確保するためのものであることから,「法定外目的税」が望ましいと考えられます。 【報告書 P27 (5)観光振興財源の確保策】
9	4 (5) 観光振興財源 の確保策	県内のある温泉地によく行きますが、年々 寂れているような印象があります。宿泊税 で安定した財源を確保し、活性化されるこ とを望みます。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた、観光資源の発掘・磨き上げ等の観光振興施策にも活用されることになります。 【報告書 P19 ②観光振興施策の事業規模】
10	4 (5) 観光振興財源 の確保策	税金を基に、宮城県の観光がますます良くなり、より多くの方に来訪してもらえるのであれば、決して悪いことばかりではないので、無駄にせず大切に使っていただきたい。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりますが、その使途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討する必要があると考えます。 【報告書 P20 ③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
11	4 (5) 観光振興財源 の確保策	宿泊税の導入については、観光客を県内外から受け入れ、おもてなしをする方々や、県民の意見をまず聞いてほしい。	検討会議では、観光関係事業者等への意見 聴取を実施したほか、県民等からは、パブ リックコメントでもご意見を伺っており ます。 納税義務者や事業者等の理解が得られる よう十分な話し合いをしながら、検討を進 める必要があると考えます。 【報告書 P35 6 おわりに】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
		観光目的ではなく,ビジネス客等からも観	ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者
	4 (5)	光振興財源目的で課税するのか。	についても,公共サービスの受益を享受し
12	報光振興財源		ていることから,「観光客等」に含めるも
12	概九派 <del>興</del> 州派 の確保策		のとしております。
	<b>ジルドド</b> 水		【報告書 P28 ②負担を求める対象の検
			討】
		県税ではなく地域事情のわかる市町村税	地域毎の点としての観光地整備だけでは
		として徴収すべきではないか。	なく,複数の観光地をつなぐルートを造成
	4 (5)		するといった広域的な活動に関する連携
13	観光振興財源		等については、宮城県がその役割を担う必
	の確保策		要があると考えます。
			【報告書 P21 (1)観光振興施策の財源
			を検討する必要性】
		不公平な税で宿泊業のみ負担を負わせる	新たな観光振興財源として,その対象とな
		ことになる。	る観光行動等を検討した結果, 宿泊は観光
			行動として明確であり,観光客等の捕捉が
	4 (5)		可能であることと,実際に税を負担する能
14	観光振興財源		力を有していると判断されることから,宿
	の確保策		泊行為への課税が適当であると考えます。
	* > BEDROK		事業者等の理解が得られるよう十分な話
			し合いをしながら、検討を進める必要があ
			ると考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
		県民の利用が多いので,この負担は県民が	県民にも負担を求めることになりますが,
		負うことになる。	新たな観光振興財源として,その対象とな
			る観光行動等を検討した結果,宿泊は観光
	4 (5)		行動として明確であり,観光客等の捕捉が
15	観光振興財源		可能であることと,実際に税を負担する能
	の確保策		力を有していると判断されることから,宿
			泊行為への課税が適当であると考えます。
			【報告書 P27 (5)観光振興財源の確保
			策】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
		東京・大阪・京都といった観光客が溢れて	宮城県では、今後、一般財源等により観光
		いる場所と被災地である宮城県とは違う	関連予算を増額することは極めて難しい
		ので宿泊税導入は反対。	状況で,今後も,交流人口の拡大,インバ
	4 (5)		ウンド対応としての受入環境の整備促進,
16	観光振興財源		沿岸部のにぎわい創出に加え,オーバーツ
10	の確保策		ーリズムなどの環境変化への対応など,観
	♥ フリモ   八八八		光需要の増加に向けた取組を充実させる
			ためには、継続的かつ安定的な財源の確保
			が必要不可欠であると考えます。
			【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】
		宿泊事業者の事務量も大きく増加するし,	新たな観光振興財源として,その対象とな
		お客様への説明も難しい。	る観光行動等を検討した結果,宿泊は観光
			行動として明確であり,観光客等の捕捉が
	4 (5)		可能であることと,実際に税を負担する能
17	観光振興財源		力を有していると判断されることから,宿
	の確保策		泊行為への課税が適当であると考えます。
	* フ 中田 レベンベ		事業者等の理解が得られるよう十分な話
			し合いをしながら、検討を進める必要があ
			ると考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
		「消費税増税」「入湯税」「宿泊税」の三重	特別徴収義務者となり得る宿泊事業者等
	4 (5)	課税を負わされることになる。	の方々が,多くの事務を取り扱うことが想
18	観光振興財源		定されますので、その負担感も踏まえて、
	の確保策		慎重に検討する必要があると考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
		他地域との競合に負ける。	宮城県の観光客入込数は,東日本大震災に
			より震災前の約7割まで減少しましたが,
	4 (5)		平成30年には6,414万人と過去最高
19	祖 (5) 観光振興財源		を記録しております。他の地域との競争力
19	観光振興射源の確保策		が低下しないように,新たな財源による観
	Vノ4性7木水		光振興施策の取組の充実が必要と考えま
			す。
			【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
		課税が増えることにより利用者が減少し、	他の先行自治体の例では,宿泊税導入後に
		職場を失う可能性がある。	おいても,宿泊者数の減少傾向は見られて
	4 (5)		おりません。
20	観光振興財源		今後の交流人口の拡大に向けて,更なる取
	の確保策		組の充実が必要であり,新たな観光振興財
			源の確保が必要不可欠であると考えます。
			【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】
		民泊等の施設は、宿泊税の対象に該当して	納税義務者の対象としては,住宅宿泊事業
	5 (1)	いるのか。該当しないのであれば問題であ	法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民
21	納税義務者の	る。	泊施設)の宿泊者も対象として検討する必
	検討		要があると考えます。
			【報告書 P30 (1)納税義務者の検討】
		いかなる宿にも税金が課せられるのか。配	納税義務者としては、旅館業法に規定する
	5 (1)	慮があってもいいのではないか。	ホテル, 旅館, 簡易宿所のほか, 民泊施設
22	納税義務者の		への「宿泊者」を対象とする内容で検討す
	検討		る必要があると考えており,宿泊施設自体
	1天日1		に課税されるわけではありません。
			【報告書 P30 (1)納税義務者の検討】
		1泊1万円未満の場合,非課税にする等の	今回のパブリックコメントでの御意見等
	5 (2)	財政的に厳しい小規模施設への対策をお	も踏まえ,「免税点及び課税免除について
23	免税点及び課	願いしたい。	も検討することが望ましい」としておりま
20	税免除の検討		す。
	7000019000019019		【報告書 P30 (2)免税点及び課税免除
			の検討】
		小中学生・高校生等,修学旅行等からも徴	今回のパブリックコメントでの御意見等
	5 (2)	収するのはひどい。	も踏まえ,「免税点及び課税免除について
24	免税点及び課		も検討することが望ましい」としておりま
	税免除の検討		す。
	DESCRIPT. 2 DCF1		【報告書 P30 (2)免税点及び課税免除
			の検討】
		長期の湯治客からも徴収するのはいかが	今回のパブリックコメントでの御意見等
	5 (2)	なものか。	も踏まえ、「免税点及び課税免除について
25	免税点及び課		も検討することが望ましい」としておりま
	税免除の検討		す。
			【報告書 P30 (2)免税点及び課税免除
			の検討】

No	項目	御意見等の内容(要旨)	御意見等に対する検討会議の考え方
		税率については、他自治体の先行事例があ	財源確保策の制度設計については,税率な
		り, 負担の程度が分かりやすい定額が良い	どの設計内容により,納税義務者の負担は
26	5 (3)	と思います。	もとより,今後の観光振興に大きく影響が
20	税率の検討		出ることから,慎重に検討する必要がある
			と考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
		税率については、これまでの震災対応予算	財源確保策の制度設計については,税率な
		で実施した事業規模等により検討するの	どの設計内容により,納税義務者の負担は
27	5 (3)	が望ましいと考えます。	もとより,今後の観光振興に大きく影響が
21	税率の検討		出ることから,慎重に検討する必要がある
			と考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
		宿泊事業者等に説明がないまま,議論が先	事業者の理解が得られるよう十分な話し
28	その他	行するのは拙速であり、いかがなものかと	合いをしながら,検討を進める必要がある
20	~ で7他	思う。	と考えます。
			【報告書 P35 6 おわりに】
	その他	宿泊者数が減れば税収は期待できないの	宮城県では、今後、一般財源等により観光
		で、それよりは支出を見直し、財源を捻出	関連予算を増額することは極めて難しい
29		することで、宿泊税に頼る必要はなくな	状況で,事業の見直しとともに,継続的か
		る。	つ安定的な財源の確保が必要不可欠と考
			えます。
			【報告書 P21 (2)財源確保を行う理由】
	その他	海外はもとより、国内から見ても、宮城県	地域毎の点としての観光地整備だけでは
		の知名度は決して高くなく,業界及び各施	なく,複数の観光地をつなぐルートを造成
30		設のPR不足等も考えられるが, 宮城県が	するといった広域的な活動に関する連携
		観光振興施策を実施しても,各観光地が均	等については、宮城県がその役割を担う必
		等に潤うことはなく,予算の無駄かと思う	要があると考えます。
		がどうか。	【報告書 P15 ②宮城県の役割】